

【訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

〔訪問看護・予防訪問看護〕_利用料金（1回につき）

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合					
	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪看 I 1	予訪看 I 1	訪看 I 2	予訪看 I 2	訪看 I 3	予訪看 I 3	訪看 I 4	予訪看 I 4	訪看 I 5	予訪看 I 5	訪看 I 5 × 2	予訪看 I 5 × 2	訪看 I 5 × 3	予訪看 I 5 × 3
通常	3,491円	3,369円	5,237円	5,015円	9,151円	8,829円	12,543円	12,120円	3,269円	3,158円	6,538円	6,316円	8,829円	8,517円
1割負担	350円	337円	524円	502円	916円	883円	1,255円	1,212円	327円	316円	654円	632円	883円	852円
2割負担	699円	674円	1,048円	1,003円	1,831円	1,766円	2,509円	2,424円	654円	632円	1,308円	1,264円	1,766円	1,704円
3割負担	1,048円	1,011円	1,572円	1,505円	2,746円	2,649円	3,763円	3,636円	981円	948円	1,962円	1,895円	2,649円	2,556円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1,128単位	1,090単位	294単位	284単位	588単位	568単位	794単位	766単位

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

※特別地域訪問看護が適用となる地域の場合、所定単位数の15%増

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合、所定単位数の25%増

※中山間地域における小規模事業所加算が適用の場合、所定単位数の10%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

※深夜（22:00～6:00）の場合、所定単位数の50%増

※中山間地域におけるサービス提供の場合、所定単位数の5%増（特別管理加算、ターミナルケア加算を除く）

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えていたため1回につき-8単位

※自己負担額に応じて下記金額の1～3割負担となります。

※深夜（22:00～6:00）の場合、所定単位数の50%増

※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

【加算・減算項目】

加算名	金額	単位数	算定単位	該当条件						
早朝・夜間加算	所定単位数×125%	回	回	早朝 6:00～8:00 夜間 18:00～22:00のご訪問						
深夜加算	所定単位数×150%	回	回	22:00～6:00のご訪問						
(予防) 複数名訪問加算(I)	2,824円	254単位	回	複数の看護師による訪問・30分未満	主治医の複数名訪問の指示が出ていること (+利用者様・ご家族の同意を得ていること)					
	4,470円	402単位	回	複数の看護師による訪問・30分以上						
(予防) 複数名訪問加算(II)	2,235円	201単位	回	看護師と看護補助者による訪問・30分未満						
	3,525円	317単位	回	看護師と看護補助者による訪問・30分以上						
(予防)長時間訪問看護加算	3,336円	300単位	回	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護の実施						
(予防)初回加算I	3,892円	350単位	月	病院や施設からの退院・退所当日に訪問						
(予防)初回加算II	3,336円	300単位	月	病院や施設からの退院・退所翌日以降に訪問						
(予防)退院時共同指導加算	6,672円	600単位	回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合。厚生労働大臣が定める状態にある利用者は2回まで。						
口腔連携強化加算	556円	50単位	月	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価、及び歯科医療機関やケアマネジャーへ情報提供						
(予防)緊急訪問看護加算I	6,672円	600単位	月	24時間365日、緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応を希望される場合。また、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備をしている場合。						
(予防)緊急訪問看護加算II	6,382円	574単位	月	24時間365日、緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応を希望される場合						
(予防)特別管理加算I	5,560円	500単位	月	以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ①在宅麻薬等注射指導管理②在宅腫瘍化学療法注射指導管理③在宅強心剤持続投与指導管理 ④在宅気管切開患者指導管理⑤気管カニューレの使用⑥留置カテーテルの使用						
(予防)特別管理加算II	2,780円	250単位	月	以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経鼻栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態						
ターミナルケア加算	27,800円	2,500単位	死亡月	主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得て死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを実施した場合						

専門管理加算(イ)	2,780円	250単位	月	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人工膀胱ケアに専門的な研修を受けた看護師が、計画的な管理を行った場合
専門管理加算(ロ)	2,780円	250単位	月	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理をおこなった場合（要介護者）
看護体制強化加算I	6,116円	550単位	月	医療ニーズの高い利用者に対して訪問看護体制を強化しており、利用者様やご家族に同意を得ている場合（要介護者）
看護体制強化加算II	2,224円	200単位	月	医療ニーズの高い利用者に対して訪問看護体制を強化しており、利用者様やご家族に同意を得ている場合（要介護者）
看護体制強化加算	1,112円	100単位	月	医療ニーズの高い利用者に対して訪問看護体制を強化しており、利用者様やご家族に同意を得ている場合（要支援者）
看護・介護職員連携強化加算	2,224円	200単位	月	訪問介護事業所の訪問介護員に対し、痰の吸引等を円滑に行うために支援を行った場合
遠隔死亡診断補助加算	1,668円	150単位	死亡月	情報通信機器を用いた在宅での看取りにかかる研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

サービス提供体制強化加算（I）	66円	6単位	回	勤続年数が7年以上の看護師を30%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算（II）	33円	3単位	回	勤続年数が3年以上の看護師を30%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算（I）	556円	50単位	月	定期巡回・臨時対応型訪問介護事業所にて、勤続年数が7年以上の看護師を30%以上配置している場合
サービス提供体制強化加算（II）	278円	25単位	月	定期巡回・臨時対応型訪問介護事業所にて、勤続年数が3年以上の看護師を30%以上配置している場合
定期巡回との連携	32,926円	2,961単位	月	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護と連携し、代わりに訪問看護サービスを提供した場合
要介護5の者の場合	8,896円	800単位	回	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護と連携した訪問看護を要介護5
特別地域訪問看護加算	所定単位数×115%		回	①離島復興対策実施地域(離島復興法)②奄美群島③振興山村(山村復興法で指定する地域)④小笠原諸島⑤沖縄復興特別措置法に規定する離島⑥人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域
中山間地域等小規模事業所加算	所定単位数×110%		回	①豪雪地帯・特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）②辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等）③半島振興対策実施地域（半島振興法）④特定農山村地域（特定農山村法）⑤過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法た） ----- ※下記除く ①離島復興対策実施地域(離島復興法)②奄美群島③振興山村(山村復興法で指定する地域)④小笠原諸島⑤沖縄復興特別措置法に規定する離島⑥人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域
中山間地域等居住者提供加算	所定単位数×105%		回	①離島復興対策実施地域(離島復興法)②奄美群島③振興山村(山村復興法で指定する地域)④小笠原諸島⑤沖縄復興特別措置法に規定する離島⑥人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域 及び ①豪雪地帯・特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）②辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等）③半島振興対策実施地域（半島振興法）④特定農山村地域（特定農山村法）⑤過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法た） ※交通費は無し